

歩行者の事故をなくそう

令和4年中に東京都内では
交通事故で132名の方が
亡くなりましたが、
そのうち

歩行中の事故で亡くなった方が
50名 (37.9%) と、
二輪車乗車中の40名
(30.3%)、自転車乗車中の
30名 (22.7%) を上回り
最多となっております。



道路交通法 第38条 第1項

横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。



※横断歩道手前では速度おとす

※横断歩道手前では速度おとす

道路交通法 第38条 第1項

横断しようとする歩行者がないことが明らかな場合を除いて、横断歩道の停止線の直前で停止できるような速度で進行しなければなりません。



道路交通法 第38条の2

横断歩道のない交差点又はその直近で、歩行者が道路を横断している時は、**歩行者の通行を妨げ**てはなりません。



道路交通法 第18条 第2項

歩行者のそばを通過する時は、**安全な間隔を保持**するか、又は徐行（すぐに停止できる速度）しなければなりません。

自転車を含む車両を運転される皆様、歩行者の安全に配慮してゆとりある運転をしましょう

歩行者も横断禁止場所での横断を避ける、自転車や車が来ないかしっかり確認してから横断歩道を渡るなど、自らを守って事故に遭わないように心掛けましょう。

お問合せ

荒川区役所 生活安全課交通安全係 03-3802-3067